

東京都教育委員会児童・生徒等表彰 Q & A

【令和2年度の表彰基準の変更について】

Q1 なぜ、表彰基準が変更されたのか。

A1 本表彰の目的について、より一層、豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てて表彰するため、東京都教育委員会の教育目標との関連を明確化した。

Q2 具体的にどのように変更されたのか。

A2 以下のとおり、変更した。

〔これまでの表彰基準〕

- (1) 地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者
- (2) 当該児童・生徒等が行った活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者
- (3) 環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、子供会等、地域における活動を継続的に実践した者
- (4) スポーツ・文化活動において著しい成果を上げた者
- (5) 人命救助又はこれに類する行為を行った者

〔令和2年度からの表彰基準〕

- (1) 地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる者
- (2) 当該児童・生徒等が自ら学び考え行動した活動が契機となり、その効果が波及し、他の児童・生徒等の具体的な行動や取組に良い影響を与えた者
- (3) 環境美化活動や福祉活動、伝統・文化の継承活動、奉仕活動、地域社会における活動等を継続的に実践するなど、社会の一員として社会のために貢献しようとした者

Q3 これまでの表彰基準(4)「スポーツ・文化活動において著しい成果を上げた者」で表彰されていた児童・生徒等は、表彰対象外となるか。

A3 新しい表彰基準(1)(2)において、豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てて表彰することができる。

Q4 これまでの表彰基準(4)で表彰されていた児童・生徒等が、新しい表彰基準(1)(2)で表彰されるようになると、どのような違いが生じるか。

A4 これまでの表彰基準(4)では、スポーツ・文化活動において著しい成果を上げた者としていたが、新しい表彰基準(1)(2)では、豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てて表彰する。そのため、大会の成績等にかかわらず、表彰が可能となる。

Q5 これまでの表彰基準(4)では、全国(世界)大会において優勝・準優勝した児童・生徒等が表彰されていたが、新しい表彰基準(1)(2)でも、全国(世界)大会において優勝・準優勝した場合、表彰対象となるか。

A5 新しい表彰基準(1)(2)では、大会の成績等にかかわらず、豊かな人間性や努力の過程等に焦点を当てて表彰する。そのため、大会の成績等のみをもって、表彰対象とすることはない。

Q6 表彰基準(5)「人命救助またはこれに類する行為を行った者」が削除されことに伴い、これまでの表彰基準(5)の対象となっていた児童・生徒等は、表彰対象外となるか。

A6 新しい表彰基準(3)において、「社会の一員として社会のために貢献しようとした者」として表彰の対象となる。

Q7 これまでの表彰基準(5)で表彰されていた児童・生徒等が、新しい表彰基準(3)で表彰されるようになると、どのような違いが生じるか。

A7 これまでの表彰基準(5)では、「人命救助またはこれに類する行為を行った者」として、その行為に焦点を当てて表彰していた。

新しい表彰基準(3)では、「社会の一員として社会のために貢献しようとした者」とすることで、児童・生徒等が自ら考え行動しようとした部分に、焦点を当てて表彰される。

Q8 これまでに表彰されたことがあるが、もう一度表彰されることは可能か。

A8 豊かな人間性や努力の過程に焦点を当て、表彰を受ける機会を広く確保するため、原則としてこれまでに表彰されたことがある児童・生徒等をもう一度表彰することは認めていない。ただし、表彰基準や校種が異なる場合は、再度表彰することを可能としている。

Q9 複数の学校に所属する児童・生徒等がチームを編成して大会に出場し、好成績を収めた。グループの1名が表彰される場合、他の児童・生徒等も表彰対象となるか。

A9 大会の成績等のみをもって、他の児童・生徒等も表彰対象とすることはしない。一人一人の豊かな人間性や努力の過程は、大会の結果以外の場で見取ることができるものであることから、それぞれの在籍する校長(園長)から、個人として推薦される必要がある。

Q10 表彰の対象が、「個人・組・団体」から「個人及び団体」と変わった理由は何か。

A10 これまで複数の学校に在籍している児童・生徒等によって構成されるチーム等を「組」という扱いにして表彰していたが、一人一人の豊かな人間性や努力の過程に焦点を当てて表彰するため、「組」を廃止し、それぞれを「個人」として表彰することとした。

なお、「団体」は、同じ学校の児童・生徒等で編成して活動している組織で、校長（園長）が組織全体として推薦の判断をするものとする。

【表彰基準について】

(1) 表彰基準(1)について

Q1 推薦する際、児童・生徒等が当該の活動で他の表彰を受けている必要はあるか。

A1 他の表彰を受けている必要はない。校長が推薦に値すると認めた児童・生徒等を推薦してください。

Q2 これまでに表彰された事例には、どのようなものがあるか。

A2 過去の事例は、以下のとおり。

例1：〇〇地区青少年育成委員会の活動に継続的に参加し、班のリーダーとして積極的に活動する姿が下級生の目標となり、他の児童の範となっている。

例2：地域の花壇整備、国際協働プロジェクト等のボランティア活動に継続して参加し、積極的に貢献する姿が他の生徒の範となっている。

例3：数学や理科の勉強会を立ち上げ、同級生や下級生にコンテスト等への積極的な参加を促し、自身も熱心に学習する姿勢が他の生徒の範となっている。

例4：陸上競技部に所属し、誰よりも積極的に練習に励むとともに、土日・長期休業中も、自宅近くの公園で黙々と自主練習に励む不言実行の姿が、他の生徒の範となっている。

例5：ひたむきに車いすマラソンの練習に取り組むとともに、目標に向かって努力することの素晴らしさを仲間に加え、励ます姿が他の生徒の範となっている。

例6：夏休み期間中に継続して親子で登園し、飼育動物や栽培物の世話をするなど、何事にも積極的に取り組む姿が他の幼児の範となっている。

Q3 これまでに推薦されたものの表彰とならなかった事例には、どのようなものがあるか。

A3 児童会や生徒会活動、委員会活動、総合的な学習の時間などの教育課程に位置付けられている活動そのものである事例や、部活動そのものである事例は、表彰とならなかった。

また、スポーツや文化活動における成果のみが強調され、表彰基準(1)の基準を満たしているとは判断できない事例は、表彰とならなかった。

例1：生徒会役員として、挨拶運動や清掃活動を推進したほか、広報の発行や目安箱の設置など、一般生徒とのつながりを強化することに努めた。市内中学校の生徒協議会や、小学校との連携行事にも参加している。

→ 教育課程に位置付けられた生徒会活動であるため

例2：区民水泳大会では、2種目で大会新記録を出した。区民陸上大会では、100m 競技で1位になった。運動能力に優れ、人望もある。

→ スポーツにおける成果が中心に述べられており、表彰基準(1)の基準を満たしているとは判断できないため

Q4 入学前に活動をしていた場合も、「期間」に含めることはできるか。

A4 入学前であっても、表彰対象となる活動をしていることが確認できた場合は、「期間」に含めることができる。

(2) 表彰基準(2)について

Q1 これまでに表彰された事例には、どのようなものがあるか。

A1 過去の事例は、以下のとおり。

例1：市内図書館発行の情報誌の編集に自ら応募し、読書活動推進の視点から編集会議や情報誌の発行を行い読書活動推進に貢献したことにより、市内図書館を利用するきっかけ作りに波及

例2：地域でのボランティア演奏会を企画・立案・運営した活動が他の生徒の意欲喚起につながり、他の部活動における奉仕活動に波及

Q2 これまでに推薦されたものの表彰とならなかった事例には、どのようなものがあるか。

A2 児童会や生徒会活動、委員会活動、総合的な学習の時間などの教育課程に位置付けられている活動そのものである事例や、部活動そのものである事例は、表彰対象とならなかった。

例：児童代表委員が所属する5、6学年の各学級で、登校時に校門に立って挨拶を行った。児童朝会時に全校で紹介したところ、他学年でも当番を決め、挨拶運動に取り組んだ。
→教育課程に位置付けられた児童会活動であるため

(3) 表彰基準(3)について

Q1 これまでに表彰された事例には、どのようなものがあるか。

A1 過去の事例は、以下のとおり。

例1：地域に伝わる神楽の継承活動の定期的な実施や夜神楽での披露を通して、地域の伝統・文化の継承に貢献した。

例2：11年間継続して、近隣の保育園や公共図書館にて乳幼児や小学生対象に絵本の読み聞かせやパネルシアターを行い、地域の読書推進活動に貢献した。

例3：和太鼓の演奏を通して地域との交流活動を継続的に行ってきたことで、地域行事における演奏依頼が増加するなど、地域との連携に貢献した。

Q2 これまでに推薦されたものの表彰とならなかった事例には、どのようなものがあるか。

A2 児童会や生徒会活動、委員会活動、総合的な学習の時間などの教育課程に位置付けられている活動そのものである事例や、部活動そのものである事例は、表彰対象にならなかった。

また、年間6回以上かつ2年以上継続して行っている事例でない場合は、表彰基準に

合致しないため、表彰対象にならなかった。

例1：当該校第4学年が地域の囃子保存会と連携し、総合的な学習の時間に、特養ホームへの交流訪問・囃子新聞の発行等を行った。

→ 教育課程に位置付けられている総合的な学習の時間における活動のため

例2：令和4年1月から令和5年7月までの1年間半に5回、地域の「〇〇会」に所属し、学校や高齢者施設における太鼓の演奏活動を行った。

→ 年間6回以上かつ2年以上継続して行っている活動ではないため

【推薦方法等】

Q1 表彰候補者等の活動・行為・実績等を裏付ける資料は必ず提出をしなければならないか。

A1 提出は必須ではない。該当の資料がある場合のみ、1名（1団体）につき1点を、精選し提出する。

Q2 表彰候補者等の活動・行為・実績等を裏付ける資料は、どのように提出すればよいか。

A2 電子ファイル（PDFまたは画像）で提出する。資料がA3サイズを超えてPDF化できない場合等は、デジタルカメラ等で撮影した画像を提出する。内容が十分に判読できるようなデータサイズになるよう配慮いただきたい。（3MB以下）

Q3 公立小学校第6学年の2月に表彰対象となる活動を行った後、私立中学校へ進学した。この場合、表彰対象となるか。

A3 表彰の対象となる活動を、「都内公立学校に在籍する児童・生徒等の善行及び優れた活動」としているため、表彰の対象となる。公立中学校から私立高校に進学した場合や、都立高校から就職した場合なども、同様の扱いとする。

Q4 当該児童・生徒等が表彰対象となる活動を行った後、都内公立学校へ進学したり、私立学校へ進学したり、就職したりした児童・生徒等の推薦はどのように提出すればよいか。

A4 表彰候補推薦書・表彰候補調書や添付資料等は、推薦に値する行為を行った時点の在籍校（園）及び教育委員会が作成し、提出する。

Q5 保護者から、推薦することは可能か。

A5 保護者からの推薦はできない。

都立学校は、校長が推薦する。

区市町村立学校（園）は、当該学校（園）の校長（園長）の推薦に基づき、区市町村教育委員会教育長が推薦する。

Q6 保護者が、校長（園長）に推薦を依頼することは可能か。

A6 本表彰の推薦の判断は、校長（園長）である。他の児童・生徒等の範となる顕著な姿や努力が認められるかの判断は、校長（園長）が行う。

Q7 保護者から、本表彰のために、学校へ情報提供を行うことは可能か。

A7 本表彰の趣旨に照らし合わせ、保護者が必要な情報を学校へ提供することは可能である。ただし、推薦の判断は、校長（園長）が行う。